

仕 様 書

広島市立リハビリテーション病院等（以下「病院等」という。）から排出される一般廃棄物の収集・運搬について、次のとおり定める。

1 広島市立リハビリテーション病院等（以下「病院等」という）の構成は次のとおりとする。

- (1) 広島市立リハビリテーション病院
- (2) 広島市立自立訓練施設
- (3) 広島市健康福祉局障害福祉部身体障害者更生相談所

2 業務内容

- (1) 受注者は、次表に定めるところにより、発注者が病院等の集積場所（病院棟1階南側ゴミ置場）に集積した一般廃棄物の収集・運搬処理を行う。

| 区分 | 収集日 | 処理方法 |
|-------------------------------|--|--|
| 可燃ごみ（生ごみ、再生のきかない紙くず等） | ・月曜日～土曜日 (ただし、国民の祝日、年末年始期間(12月29日～1月3日は除く。) | 事業ごみ指定袋に入れて集積されたものを収集・運搬し、指定された処理場に搬入する。 |
| 不燃ごみ（プラスチック類） | | |
| 資源ごみ（紙類、金属類、ガラスくず・ビン類、ペットボトル） | ・国民の祝日及び年末年始期間のうち、発注者が指定する日 | 透明ビニール袋に入る等して集積されたものを収集・運搬し、指定された処理場に搬入する。 |

ア 発注者が指定する日は、次のとおりとする。

- (ア) 令和8年度 5月4日、9月21日、12月31日、1月2日
- (イ) 令和9年度 5月4日、12月31日、1月3日
- (ウ) 令和10年度 5月4日、12月30日、1月2日
- (エ) 令和11年度 5月5日、12月31日、1月2日

イ 受注者は、収集日に収集することが困難な場合は、あらかじめ発注者に協議した上で、代替日を決定するものとする。この場合においては、原則として、収集を行わない日が連続して3日を超えることなく、かつ、1週間当たりの収集日が4日以上となるよう調整するものとする。

ウ 広島市の処理場に搬入する場合、搬入時間は午前8時30分から午後4時までとする。

(2) 年間排出見込量（実績に基づく推計値であることに留意すること。）

- ア 可燃ごみ：25,000kg／年（100,000kg／4年）
イ 不燃ごみ：2,600kg／年（10,400kg／4年）
ウ 資源ごみ：4,000kg／年（16,000kg／4年）

3 業務の実施に当たっての留意事項

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者の承認した車両を使用して業務を実施するものとする。
- (2) 業務の実施に当たっては、病院等の利用者、通行人等に危険を及ぼさないよう特に注意するとともに、廃棄物が飛散し、又は流出しないようにしなければならない。

4 報告事項等

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び従業員の名簿を提出するものとする。現場責任者及び従業員に変更があったときも同様とする。
- (2) 受注者は、契約締結後、業務実施計画書を提出し、発注者の承認を受けなければならない。
- (3) 受注者は、毎月の業務完了後、翌月の10日（令和12年3月分については、3月31日）までに、次の事項を記載した業務実施報告書を提出し、発注者の確認を受けるものとする。

- ア 搬出日
- イ 2の(1)の表の区分ごとの搬出量
- ウ 使用車両番号（広島市登録番号）

5 経費の負担等

業務実施に当たって必要となる経費は、すべて受注者の負担とする。

6 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。